新たな地域医療構想検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　2040 年とその先を見据えた医療提供体制の構築を推進するため、医療法に基づき県が策定する「新たな地域医療構想」に関する検討を行うことを目的として、新たな地域医療構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討する。

(1) 鹿児島県における新たな地域医療構想に関する事項

(2) その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員３０名以内で組織する。

２　委員は、診療又は調剤に関する学識経験者の団体、市町村及び保険者協議会その他の関係団体のうちから知事が委嘱又は任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和１１年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き、委員長には公益社団法人鹿児島県医師会長を充て、副委員長には鹿児島県保健福祉部長を充てる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第６条　委員会は知事が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

（専門部会）

第７条　委員会に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、委員長がこれを招集する。

３　専門部会に部会長１名及び副部会長１名を置き、部会員の互選によりこれを定める。

４　第４条、第５条第２項から第３項まで及び第６条第２項から第３項までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専

門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

５　専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（委員等の代理出席）

第８条　委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを委員長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

（関係者の出席等）

第９条　委員会又は専門部会において必要があると認めるときは、委員長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（報償費及び旅費）

第10条　委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

（庶務）

第11条　委員会の庶務は、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課で処理する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和８年７月１７日から実施する。